

# 砂利採取法関係書類

## 作成の手引き

[ 第 六 版 ]

平成27年12月

北海道経済部産業振興局  
環境・エネルギー室

## はじめに

北海道においては、平成12年4月の地方分権一括法の施行に伴い、砂利採取法について、国の機関委任事務から都道府県の自治事務になったことを受けて、砂利採取に係る災害防止と砂利採取業者の意識の向上を目的として、全国に先がけて、「北海道砂利採取計画の認可に関する条例」及び「北海道砂利採取計画の認可に関する条例施行規則」を制定し、平成13年10月1日から施行しています。

本書は、砂利採取法及び道条例の遵守により、今後とも、適正な砂利の採取と確実な埋戻しが実施されることにより災害の防止が図られるよう、法や道条例等の趣旨と内容及び各種申請書類等の記載の留意点について、わかりやすくまとめたものです。

本書を有効に利用されることにより、法令及び道条例について理解を深めていただくとともに、砂利採取に係る災害防止の徹底と意識の向上が図られ、ひいては砂利採取業が健全に発展していくことを期待しております。

北海道経済部産業振興局環境・エネルギー室長

# 目 次

## I 砂利採取法及び条例の概要

第1 砂利採取法	1
1 砂利採取法とは	1
2 災害防止のための諸制度	2
3 砂利採取業の定義	3
4 砂利の採取に伴う災害	3
第2 北海道砂利採取計画の認可に関する条例	4
1 条例制定の背景	4
2 条例の概要	4
3 砂利採取法と道条例との関係	5
○ 北海道砂利採取計画の認可に関する条例・同施行規則	6
○ 条例第7条第2項の規定による技術的細目	14
○ 砂利採取計画の認可に関する条例・規則等の運用について	20
○ 条例施行規則第5条の埋戻しの保証措置に関する取扱要領	24
・採取跡地の埋戻しに係る保証の受付フロー図	27
・金融機関の保証の額に係る単価	29
○ 条例施行規則第5条の埋戻しの保証措置に関する取扱要領の運用について	30

## II 砂利採取業者登録に係る書類の作成要領

砂利採取業の登録申請に係る事務処理フロー	33
第1 砂利採取業者登録の申請	34
1 登録の申請	34
2 登録の通知	34
第2 登録に係る届出等	35
1 砂利採取業の承継届	35
2 登録事項の変更届	37
3 砂利採取業の廃止届	38
4 登録通知書の再交付申請	38
《登録通知書の再交付及び書換えの方法》	38
[様式] ○ 砂利採取業者登録申請書	39
・ 誓約書	42
・ 業務主任者に関する証明書	43
・ 砂利採取業者登録通知書	44
○ 砂利採取業承継届書	45
・ 砂利採取業者事業譲渡証明書	46
・ 砂利採取業者相続同意証明書	47
・ 砂利採取業者相続証明書	48
・ 砂利採取業者事業承継証明書	49
○ 登録事項変更届書	50
○ 砂利採取業廃止届書	51
○ 砂利採取業者登録通知書再交付申請書	52

## III 砂利採取計画認可に係る書類の作成要領

砂利採取計画の認可申請に係る事務処理フロー	53
第1 事前協議及び地域住民への周知等	54
1 事前協議	54
2 地域住民への周知・協議	54
第2 認可申請	54
第3 認可等に係る指令等	55
第4 採取計画に係る届出等	56
1 砂利採取（洗浄）の着手届	56
2 砂利採取（洗浄）計画に係る軽微な変更届	56
3 氏名等の変更届	56
4 砂利採取及び埋戻し計画進ちょく状況の報告	57
5 砂利採取（洗浄）の廃止届	57

○ 砂利採取計画認可申請添付書類一覧表	58
○ 砂利採取（洗浄）計画の変更に係る手続き区分	59
[様式] ○ 砂利採取計画事前協議書	60
○ 砂利採取計画変更事前協議書	61
○ 砂利採取計画周知（協議）結果報告書	62
○ 砂利採取計画認可申請書	63
・ 採取計画	65
（記載例：砂利採取計画認可申請書・採取計画）	75
（添付図面例）	81
・ 位置図	81
・ 付近見取図	83
・ 実測平面図（求積図）	85
・ 実測縦断面図	87
・ 実測横断面図	89
・ 砂利採取場の管理・監督計画書	91
・ 砂利の搬出・埋戻しに使用する機械設備等	93
・ 砂利採取工程表	95
○ 砂利採取計画の変更認可申請書	96
（通報・指令書関係）	
・ 市町村長への申請に係る通報文	97
・ 市町村長への認可に係る通報文	98
・ 市町村長への不認可に係る通報文	99
・ 公安委員会への認可に係る通報文	100
・ 申請者への認可に係る通知文	101
・ 申請者への不認可に係る通知文	102
・ 認可指令書	103
・ 条件付認可指令書	104
・ 変更認可指令書	105
・ 条件付変更認可指令書	106
・ 不認可指令書	107
・ 協議に係る通知文（同意の場合）	108
・ 協議に係る通知文（不同意の場合）	109
○ 砂利採取（洗浄）着手届書	110
○ 砂利採取（洗浄）計画の軽微変更届	111
○ 氏名等変更届書	112
○ 砂利採取及び埋戻し計画進ちょく状況報告書	113
○ 砂利採取（洗浄）廃止届書	114
○ 廃止確認通知書（事業者）	115
○ 廃止確認通知書（市町村）	116

#### IV その他

第1 業務状況の報告	117
第2 砂利採取業務主任者試験及び認定申請	117
1 砂利採取業務主任者試験の出願	117
2 砂利採取業務主任者の認定申請	118
3 砂利採取業務主任者の合格証又は認定証の再交付申請	119

[様式] ○ 受験願書	120
○ 砂利採取業務主任者試験合格証	122
○ 砂利採取業務主任者認定申請書	123
○ 履歴書	124
○ 砂利採取業務主任者認定証	125
○ 砂利採取業務主任者合格証（認定証）再交付申請書	126

#### 《参 考》

○ 砂利採取法関係手数料一覧	127
○ 関係法令による許認可等一覧	128
○ 砂利採取地の区分別所管担当部局一覧	129
○ 砂利採取法関係書類提出先一覧	130
○ 申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間	131

# I 砂利採取法及び条例の概要

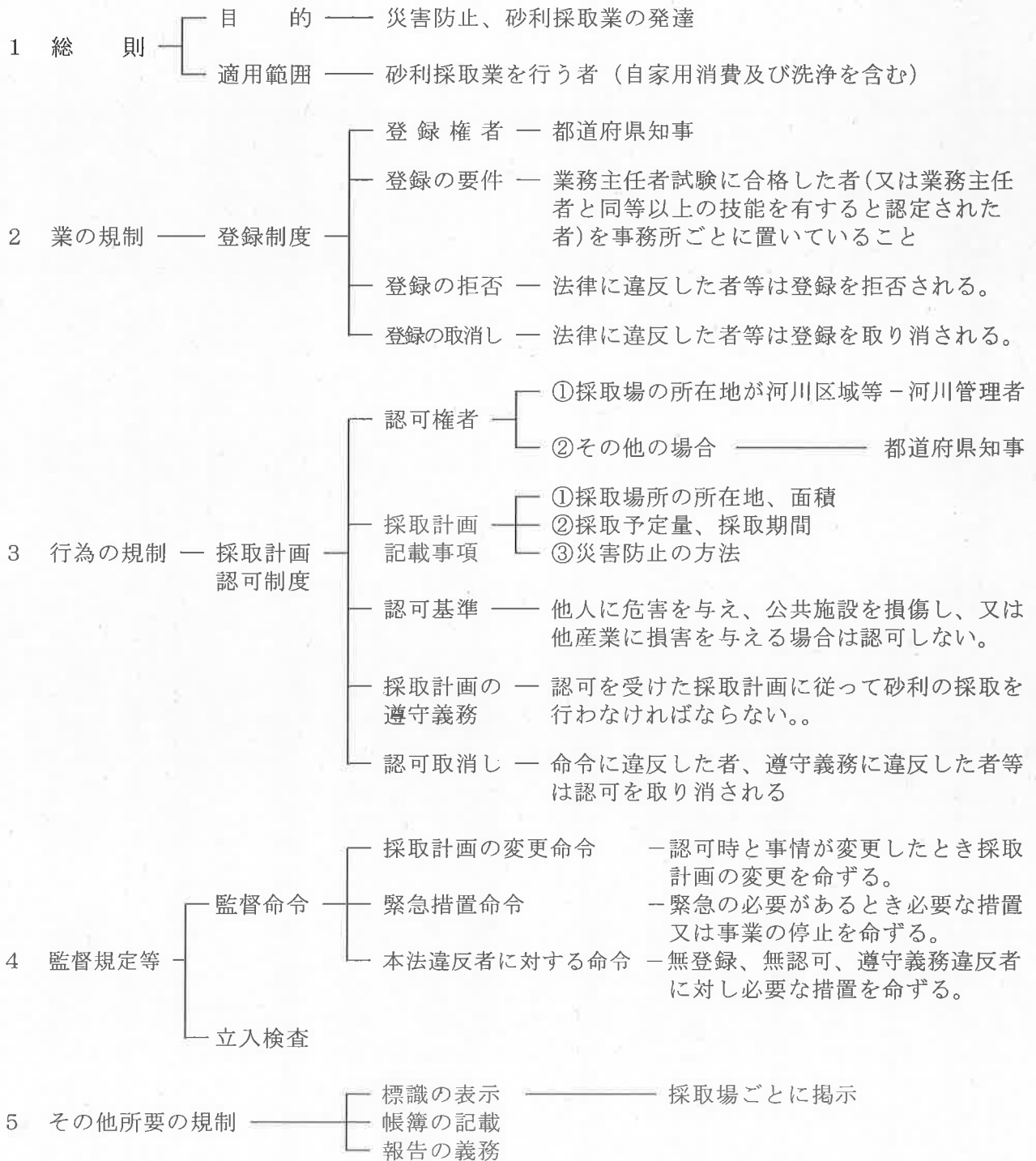
# 第1 砂利採取法

## 1 砂利採取法とは

砂利採取法は、砂利採取業について、その事業を行う者の登録、砂利の採取計画の認可その他の規制を行うこと等により、砂利の採取に伴う災害を防止し、あわせて砂利採取業の健全な発達に資することを目的に制定されたものである。

砂利採取業を行おうとする者は、この法律に基づいて、登録、認可等の必要な手続きを行い、適正な砂利採取を行わなければならない。

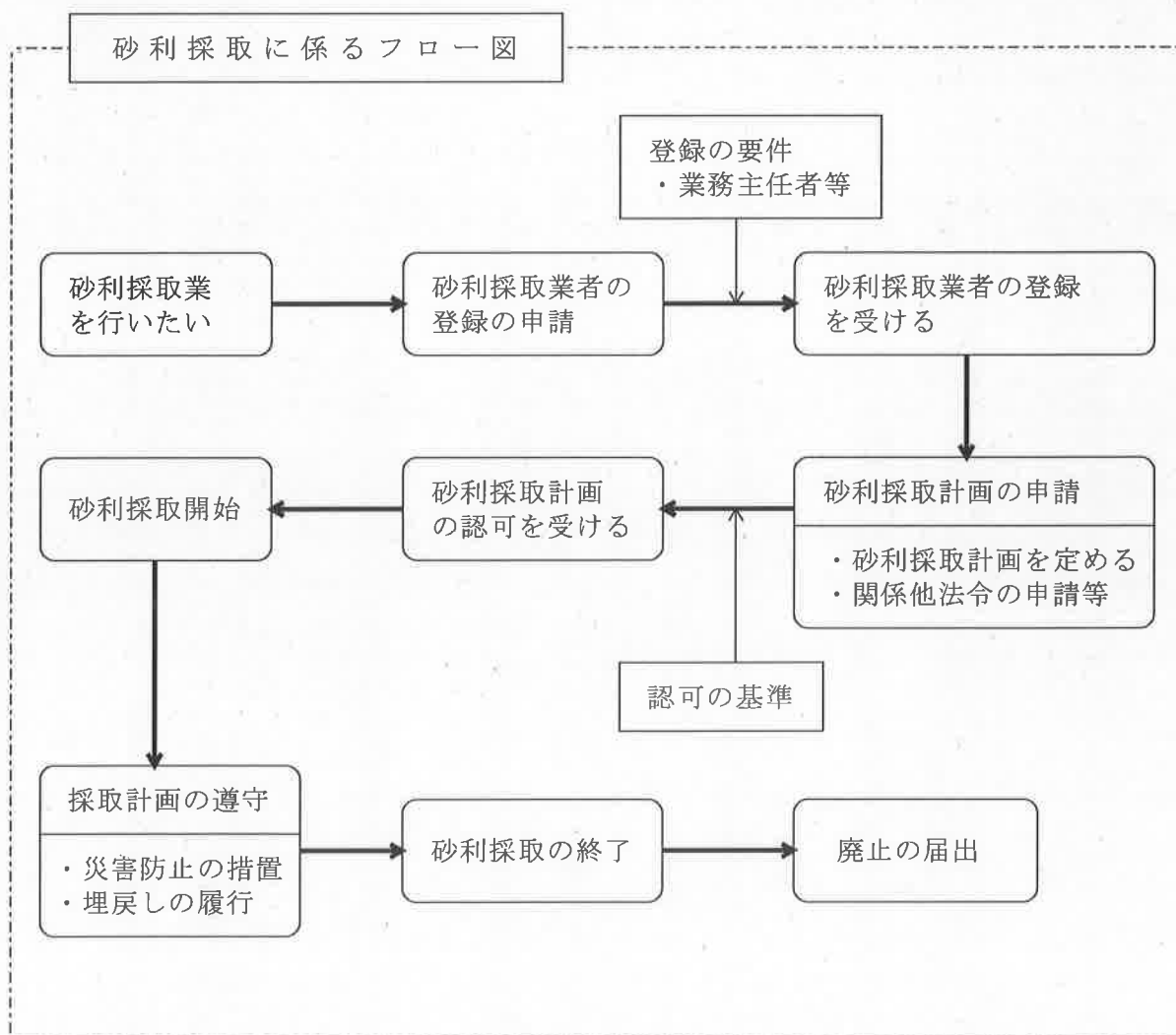
### ■ 法体系



## 2 災害防止のための諸制度

砂利採取法においては、砂利の採取に伴う災害の発生を未然に防ぐため、登録制度や砂利採取計画の認可制度等を採用している。

- (1) 登録制度
  - ・砂利採取業を行おうとする者は、都道府県知事の登録を受けなければならない。
- (2) 砂利採取業務主任者制度
  - ・砂利採取業者の登録の際には、業務主任者という一定の資格を有する者をその事務所に置かなければならない。
- (3) 採取計画の認可制度
  - ・砂利採取業者の登録を受けた者が、砂利の採取を行う場合は、都道府県知事又は河川管理者に対して申請を行い、認可を受けなければならない。
- (4) 災害防止義務
  - ・砂利採取業者は、認可された採取計画に基づいて災害防止に関する措置を講じなければならない。



### 3 砂利採取業の定義

#### (1) 砂利採取業

砂利（砂及び玉石を含む）の採取（洗浄を含む）を行う事業をいう。

砂利の採取を行う事業とは、一般に、反復、継続して採取を行うものをいう。

#### (2) 砂利採取の形態

— 砂利の掘削のみを行う場合

— 砂利を掘削するとともに、自社の洗浄プラントで洗浄を行う場合

— 他の業者から砂利を購入して、洗浄行為だけを行う場合

#### (3) 砂利採取業に該当しないもの

①個人が庭を修理するため等の一時的な砂利の採取

②道路工事、宅地造成工事、土地改良工事その他の建設工事の施工箇所で発生する砂利の採取

〔ただし、上記工事において生じた砂利について、販売したり他の箇所で使用したりする場合は、砂利採取業に該当する。〕

③河川管理者が河川工事又は河川の維持のために河川区域内において行う砂利の採取（他に港湾工事、漁港工事、海岸保全工事、砂防工事、治山工事について同じ）

### 4 砂利の採取に伴う災害

砂利採取法でいう災害とは、砂利の採取（洗浄、破碎を含む）に伴う行為が原因となって生じた被害をいう。

具体的には、掘削により隣接する土地等の崩壊、隣接地への汚濁水の流出、地下水への影響、採取地への転落事故等があげられる。



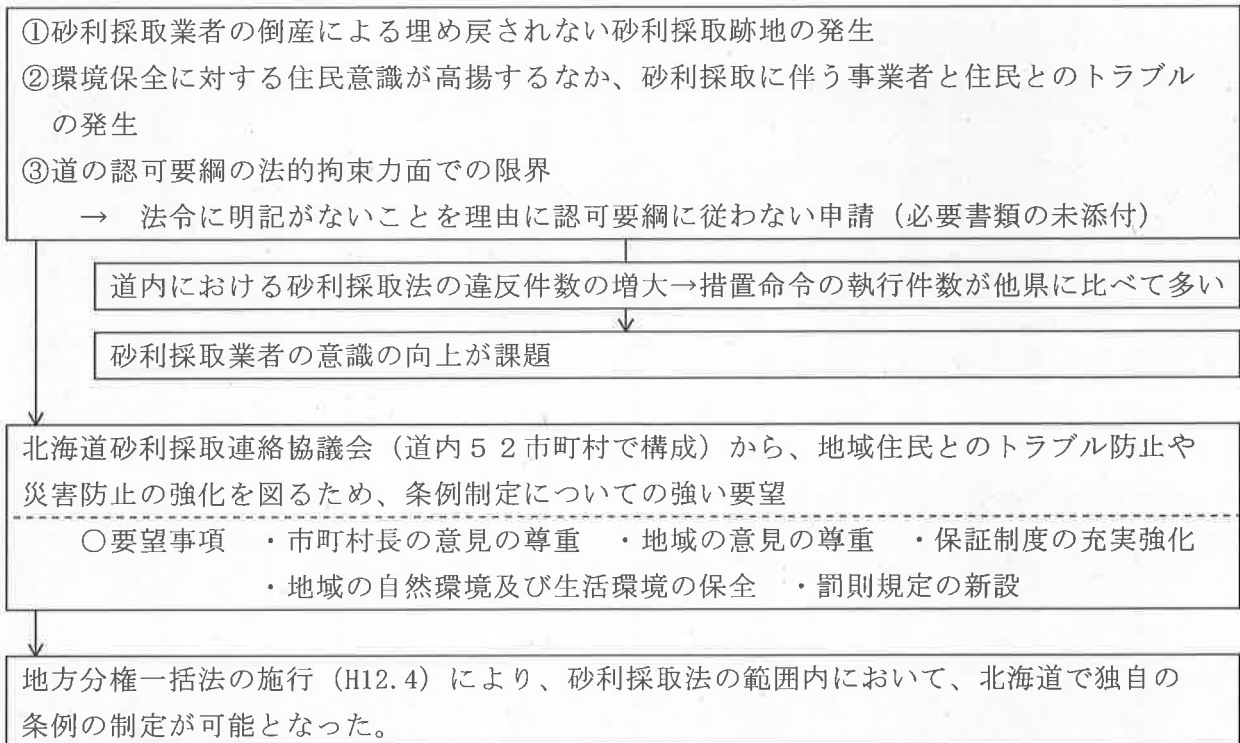
## 第2 北海道砂利採取計画の認可に関する条例

北海道においては、平成12年4月の地方分権一括法の施行に伴い、砂利採取法について、国の機関委任事務から都道府県の自治事務になったことを受けて、砂利採取に係る災害防止と砂利採取業者の意識の向上を目的として、平成13年3月に「北海道砂利採取計画の認可に関する条例」を制定し、同年6月に「北海道砂利採取計画の認可に関する条例施行規則」を制定したものである。

(条例及び施行規則に係る施行日：平成13年10月1日)

### 1 条例制定の背景

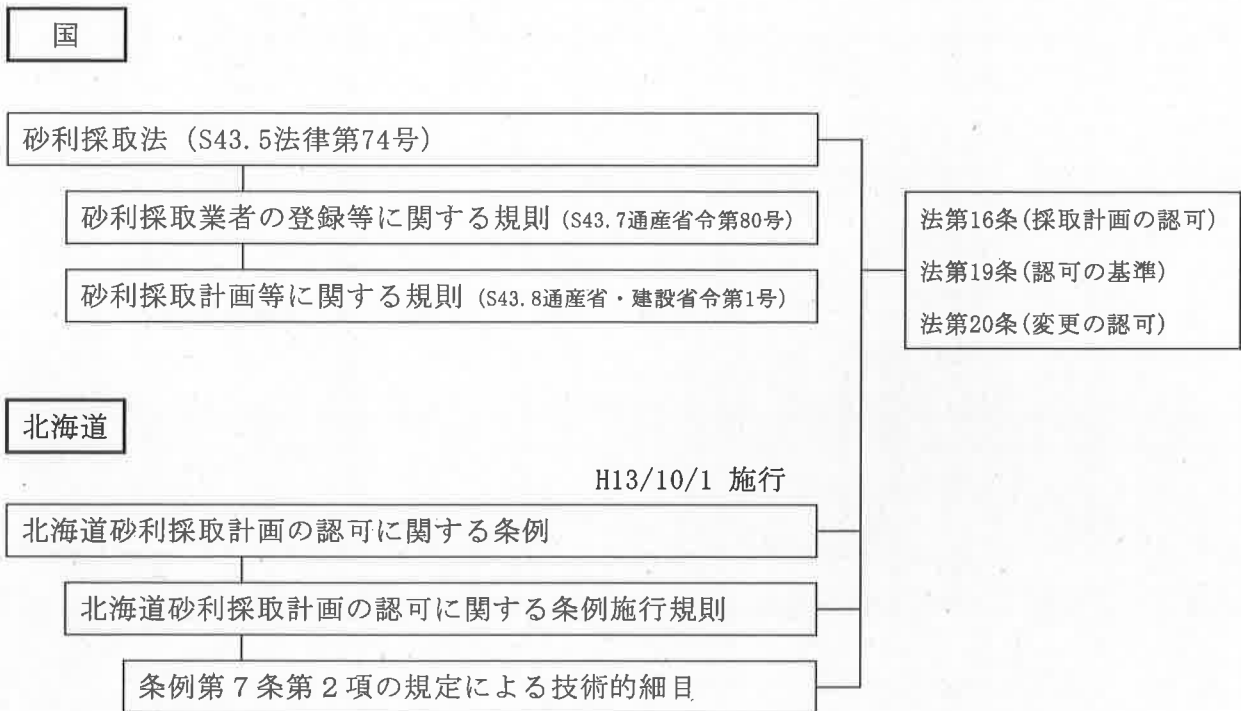
条例制定に至った背景は、次のとおりである。



### 2 条例の概要

目的	①砂利採取業の適正な事業の推進及び砂利採取に伴う災害防止を図る。 ②砂利採取業者の災害防止に関する意識の向上を図る。
内容	①知事への事前協議の義務付け、市町村長からの意見の聴取 ②近隣の地域住民に対する採取計画の事前周知の義務付け ③採取場の近隣に人家等がある場合、災害防止措置の義務付け 関係住民との災害防止協定の締結（努力規定） ④採取跡地の埋戻しの義務付け ⑤埋戻しに係る保証（担保）措置の義務付け
効果	①条例等で規制する埋戻し及び保証措置が適正でない場合、法第19条（認可の基準）に基づき、不認可処分が可能となる。 ②採取跡地の埋戻しの担保措置により、採取跡地の放置の解消が図られる。

### 3 砂利採取法と道条例との関係



## 北海道砂利採取計画の認可に関する条例・同施行規則

条 例	施 行 規 則
<p>(趣 旨)</p> <p>第1条 この条例は、砂利採取法(昭和43年法律第74号。以下「法」という。)第16条の規定による採取計画の認可及び法第20条第1項の規定による当該認可に係る採取計画の変更の認可(法第16条に規定する河川管理者が行うものを除く。以下「認可」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(事前協議及び地域住民への周知等)</p> <p>第2条 認可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、当該認可の申請前に、当該申請に係る採取計画(以下「採取計画」という。)の概要について、知事と協議しなければならない。ただし、災害の防止の見地から知事が協議を要しないと認める場合は、この限りでない。</p> <p>2 申請者は、前項の規定により知事と協議する場合には、規則で定めるところにより、協議書を知事に提出しなければならない。</p> <p>3 知事は、第1項の規定による事前協議を受けた場合は、当該砂利の採取を予定している場所の所在地を管轄する市町村の長に、当該採取計画の概要について、災害の防止の見地から意見を聴くものとする。</p> <p>4 申請者は、当該認可の申請前に、知事が災害の防止上必要と認めた周辺住民等に対し、当該採取計画の概要について周知しなければならない。</p> <p>5 申請者は、前項の規定により周知された周辺住民等から災害の防止に関し協議の申入れがあるときは、これを実施しなければならない。</p> <p>6 申請者は、第4項の規定により周知し、又は前項の規定により協議を実施した場合は、当該申請前に、その結果を知事に報告しなければならない。</p> <p>(災害防止措置)</p> <p>第3条 申請者は、当該採取計画には、次の各号に該当する場合は、当該各号に応じて規則で定める災害の防止のための措置を定めなければならない。</p> <p>一 採取場の近隣に人家、教育施設、社会福祉施設、医療施設その他これらに類するものがある場合</p> <p>二 採取場の近隣に飲用水、農業用水等に利用する井戸がある場合</p> <p>三 前2号に掲げるもののほか、知事が災害の防止のための措置を講ずる必要があると認める場合</p>	<p>(趣 旨)</p> <p>第1条 この規則は、北海道砂利採取計画の認可に関する条例(平成13年北海道条例第7号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(事前協議)</p> <p>第2条 条例第2条第2項に規定する協議書は、砂利採取法(昭和43年法律第74号。以下「法」という。)第16条の規定による採取計画の認可(この項を除き以下「認可」という。)の申請を行おうとする場合にあっては別記第1号様式の砂利採取計画事前協議書、法第20条第1項の規定による採取計画の変更の認可(以下「変更認可」という。)の申請を行おうとする場合にあっては別記第2号様式の砂利採取計画変更事前協議書によらなければならない。</p> <p>2 知事は、条例第2条第1項の規定による事前協議の結果、条例第3条第三号の規定により災害の防止のための措置を講ずる必要があると認める場合は、申請者(認可又は変更認可を受けようとする者をいう。以下同じ。)に対し、同号の災害の防止のための措置について、書面で通知するものとする。</p> <p>(災害防止措置)</p> <p>第3条 条例第3条第一号に該当する場合における災害の防止のための措置は、次に掲げる措置とする。</p> <p>一 トタン堀等による囲い柵、危険表示札の設置等砂利採取場内への関係者以外の立入りを防止する措置</p> <p>二 掘削、洗浄及び積込みの工程で使用する機械設備の使用時間の制限、築堤又はトタン堀等の設置等砂利採取に伴う騒音の防止のための措置</p> <p>三 砂利採取場内の散水、トタン堀等の設置等の措置等砂利採取に伴う粉じん及び飛砂の防止のための措置</p> <p>四 砂利採取場から国道、道道又は市町村道に通じる私人(土地改良区等を含む。)の管理する道路における当該車両の走行速度の減速等砂利を運搬する車両の通行による騒音、振動及び粉じんの防止のための措置</p>

条 例	施 行 規 則
<p>(災害の防止に関する協定の締結)</p> <p>第4条 申請者は、関係住民と当該砂利の採取に伴う災害の防止に関する協定を締結するよう努めなければならない。</p> <p>(埋戻し)</p> <p>第5条 申請者は、当該採取計画には、災害の防止を図るため、埋戻し(砂利の採取により生じた掘削の跡地又は砂利の採取に利用した沈殿池若しくは貯水池の跡地を埋め戻すことをいう。以下同じ。)を行うこと及びその方法について定めなければならない。</p> <p>(保証措置)</p> <p>第6条 申請者は、当該採取計画には、知事が災害の防止上必要と認める場合は、前条に定める埋戻しに係る保証措置(当該認可を受けた者が埋戻しを行うことができない場合に、埋戻しが確実になされるよう当該者が講ずべき措置をいう。以下同じ。)として規則で定める保証措置について定めなければならない。</p>	<p>2 条例第3条第二号に該当する場合における災害の防止のための措置は、次に掲げる措置とする。</p> <p>一 掘削に伴い砂利採取場内のゆう水のくみ上げを必要最小限とする等地下水位への影響を防止するための措置</p> <p>二 砂利採取場近隣に飲用水に利用している井戸がある場合においては、水質検査を実施する等地下水の水質への影響を防止するための措置</p> <p>3 条例第3条第三号に該当する場合における災害の防止のための措置は、第1項各号及び前項各号に掲げる措置のうち、知事が必要と認める措置とする。</p> <p>(埋戻し)</p> <p>第4条 申請者は、認可申請書(認可又は変更認可に係る申請書をいう。以下同じ。)には、砂利の採取計画等に関する規則(昭和43年通商産業省、建設省令第1号。以下「省令」という。)第3条第2項第九号に掲げる書面として次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 埋戻し土量計算書</p> <p>二 埋戻し作業工程表</p> <p>三 埋戻しに使用する機械設備等の能力を確認できる書類</p> <p>(保証措置)</p> <p>第5条 条例第6条に規定する規則で定める保証措置は、次の各号に掲げるいずれかの保証措置とする。</p> <p>一 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項第八号に掲げる商工組合である北海道砂利工業組合による保証(申請者が埋戻しを履行できない場合に北海道砂利工業組合が申請者に代わって埋戻しを行うことをいう。)</p> <p>二 金融機関による保証(申請者が埋戻しを履行できない場合において、土地の所有者(土地の所有者が申請者と同一の場合は、申請者の代わりに埋戻しを行う者。以下同じ。)が、申請者との契約に基づき申請者に代わって埋戻しを行うときに、申請者が土地の所有者に対して負う当該埋戻しに係る債務について金融機関が保証していることをいう。)</p> <p>三 前2号に類する保証措置で知事が適正と認める保証措置</p> <p>2 申請者は、認可申請書には、省令第3条第2項第十一号に掲げる書面として、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 前項第一号に掲げる保証措置を講じた場合は、北海道砂利工業組合の保証書</p> <p>二 前項第二号に掲げる保証措置を講じた場合は、申請者と土地の所有者との間で締結した埋戻し契約書等の写し、金融機関の保証書の写し及び土地の所有者が申請者に代わって埋戻しを履行する旨の知事に対する誓約書</p> <p>三 前項第三号に掲げる保証措置を講じた場合は、埋戻しが確実に保証されていることを証する書類</p>

条 例	施 行 規 則
<p>(採取計画の認可)</p> <p>第7条 知事は、法第19条に規定する認可の基準の適用に当たっては、特に当該採取計画に定める次に掲げる事項が適正かどうかを審査しなければならない。</p> <p>一 第3条に規定する規則で定める災害の防止のための措置</p> <p>二 第5条に規定する埋戻しの方法</p> <p>三 前条に規定する規則で定める保証措置</p> <p>2 知事は、法第19条に規定する認可の基準を適用するについて必要な技術的細目を別に定めるものとする。</p> <p>3 知事は、法第19条に規定する認可の基準の適用に関し必要と認める場合は、砂利の採取に関し専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。</p> <p>(規則への委任)</p> <p>第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この条例は、平成13年10月1日から施行し、同日以後に認可の申請を行う者及び同日以後になされる認可の申請に係る採取計画について適用する。</p> <p>2 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>(採取計画の認可申請書)</p> <p>第6条 採取計画の認可申請書の様式は、省令第3条第1項に規定する申請書については別記第3号様式、省令第4条第1項に規定する申請書については別記第4号様式とする。</p> <p>2 前項の申請書の提出部数は、正本1部、副本2部とする。ただし、砂利採取場が2以上の総合振興局若しくは振興局又は市町村の所管区域にまたがる場合は、当該砂利採取場がまたがる総合振興局若しくは振興局又は市町村の数の副本を加えた数の副本を提出するものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成13年10月1日から施行し、第4条、第5条第2項及び第6条の規定は、同日以後になされる認可及び変更認可に係る認可申請書について適用する。</p> <p>(規則様式別添のとおり)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・砂利採取計画事前協議書 …… 別記第1号様式</li> <li>・砂利採取計画変更事前協議書 …… 別記第2号様式</li> <li>・砂利採取計画認可申請書 …… 別記第3号様式</li> <li>・砂利採取計画変更認可申請書 …… 別記第4号様式</li> </ul>

砂利採取計画事前協議書

年 月 日

北海道知事 様

住所又は所在地 氏名又は名称及び 法人にあっては、 その代表者の氏名	登録年月日	年 月 日
登録番号	第 号	号

北海道砂利採取計画の認可に関する条例第2条第1項の規定により、次のとおり事前協議を行います。

【砂利採取計画の概要】

採取予定地	砂利の区分	陸 山 海 洗 岸
採取面積	砂利の種類	
採取予定期間	掘削面積	m <sup>2</sup>
採取跡地又は貯水池の埋戻し	掘削地目	m
の確保状況	% 現況	最大: m
	年 月 日 ~ 年 月 日	平均: m
周囲の状況	確保場所(採取場所)	%
	他 距離への影響	%
	人家の有無	有・無
	施設の有無	有・無
	地下水利用者の有無	有・無
保証方法	1 北海道砂利工業組合の保証	組合員 加入予定
	2 金融機関による保証	金融機関の名称
その他	3 その他上記に類する保証	内 容
	※他法令の規制の有無等	

- (注) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。  
 2 施設には、道路及び河川を含む。  
 3 採取(洗淨)場の付近見取図等、計画の概要を示す図面を添付すること。  
 4 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができる。

砂利採取計画変更事前協議書

年 月 日

北海道知事 様

住所  
氏名又は名称及び法人に  
あて、その様式第



北海道砂利採取計画の認可に関する条例第2条第1項の規定により、次のとおり採取計画の変更について、協議を行います。

認可年月日	年 月 日	認可番号	第 号
認可期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
採取場所在地			
変更の内容			
変更の理由			

- (注) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。  
 2 必要に応じて、変更の内容を示す書類を添付すること。  
 3 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができる。

北海道収入証紙  
はり付け欄（消  
印すること）

×整理番号  
×審査結果  
×受理年月日  
×登録番号

年 月 日

砂利採取計画認可申請書

年 月 日

北海道知事 様

住 所

氏名又は名称及び法人にあ  
っては、その代表の氏名

登録年月日 年 月 日  
登録番号 第 号

印

砂利採取法第16条の規定により、次のとおり採取計画の認可を申請します。

(注) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 ×印の欄は、記入しないこと。

3 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

○採取計画

1 砂利採取（洗浄）場の区域

採取（洗浄）場の所在地 (海岸はその名称)	市 郡 町(村) 番 地 番地先 海浜地
採取（洗浄）場の面積	㎡

2 採取（洗浄）する砂利の種類及び数量 (単位：%)

	砂	玉	石	切	込	砂	利	小	計	表	土	其	他	合	計
採 取															
洗 浄															

3 採取（洗浄）の期間

年 月 日 から 年 月 日 まで
-------------------

4 砂利の採取（洗浄）の方法及び採取（洗浄）のための設備その他の施設に関する事項

(1)採取の方法

ア 手掘採取	イ 機械掘採取
--------	---------

(2)洗浄の方法

ア 選流式		イ 非選流式	
取 水	取水先	ア 地下水	イ 水道
有・無	取水量	ウ 河川	エ その他( )
	最大		%/日
排 水	排水先	ア 河川	イ その他( )
有・無	排水量		%/日
	最大		%/日

(3) 採取（洗浄）のための設備等

工程	機械、設備等の名称	能力	台数	機械、設備等の名称	能力	台数
表土はき						
掘削、						
積込み等						
埋戻し						
洗浄、選別等						

(4) 掘削又は切土の面積及び深さ

掘削（切土）面積	㎡	最大掘削深	m

5 砂利の採取（洗浄）に伴う災害防止のための方法及び施設に関する事項

(1) 掘削工程における災害防止方法

除去したた表土及び砂利のたい積に係る崩落・流出防止方法	安定こう配		隣接地との保安距離	特に保安距離を要する場合 その他の方法
	1:	ステップ		
掘削時の土砂崩れ防止方法		m		
		m	保安物件 保安距離	m

(2) 洗浄又は場外排水を行う場合における災害防止方法及び施設

汚濁水の処理施設	ア 沈殿池（貯水池）	イ 汚濁水処理装置	ウ 併設					
沈降剤等の使用	ア 使用しない	イ 使用する（名称）	投入量 kg/日					
掘削に伴う ゆわ水の処理方法	縦 番号 (m)	横 (m)	深さ (m)	容量 (%)	掘込・築堤 築堤の場合には法面崩壊の 別防止策を具体的に記載のこと	台数	処理能力 (%/時)	備考
	沈殿池・貯水池							
汚濁水処理装置								
へドロロ処理							乾燥後の処理方法	



(3) 災害防止措置

条例第3条第1号に規定する施設	ア 有 (名称: ) イ 無
採取場内への	種 別
関係者以外の	構 造 等 高さ ( m) 材質 ( )
立入防止措置	危険表示施設 有 (設置場所: ) ・無
騒音発生施設の使用時間	
騒音防止措置	その他の騒音防止措置
採取場内の散水	
粉じん、飛砂	
防止措置	飛散防止措置
運搬車両の通行による騒音振動及び粉じん防止措置	採取場から国道及び道道に至る私人が管理する道路 有・無 運搬車両に対する防止措置
条例第3条第2号に規定する井戸	ア 有 (飲用水利用 箇所 ・ 農業用水等利用 箇所) イ 無
災害防止措置	
条例第3条第3号の災害防止措置	

(4) 採取跡地の埋戻し計画

① 埋戻しの方法

埋戻しを行う場所	ア 掘削跡地 イ 沈黙池及び貯水池の跡地		
埋戻し面積	m <sup>2</sup>	埋戻し高	m
埋戻しに使用する土砂の種類			
埋戻しの方法			
埋戻しに必要な土砂量	搬入する土砂量① %	流用する表土量② %	合計 (①+②) %

②埋戻しに係る保証措置

埋戻しに係る保証措置の方法	1 条例施行規則第5条第1項第1号に規定する北海道砂利工業組合による保証
	2 条例施行規則第5条第1項第2号に規定する金融機関による保証 (金融機関名: ) (保証の内容: )
	3 条例施行規則第5条第1項第3号に規定する保証 保証内容:

6 水切りの方法及び設備その他の施設

水切り方法等	採取 (洗浄) 砂利の水切りの方法	水切りに係る設備	その他の施設

(注) この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

北海道収入証紙  
はり付け欄(消  
印すること)

×整理番号	年	月	日
×審査結果			
×受理年月日			
×登録番号			

砂利採取計画変更認可申請書

年 月 日

北海道知事 様

住 所  
略又は姓及び姓上にあ  
つては、その姓略の略

印

砂利採取法第20条第1項の規定により、次のとおり採取計画の変更の認可を申請  
します。

1 認可内容

認可年月日	年	月	日	認可番号	第	号	
認可期間	年	月	日	～	年	月	日
採取場所在地							

2 採取計画の変更の内容

従前の採取計画の内容	変更しようとする内容

3 変更の理由

--

- (注) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。  
2 ×印の欄は、記入しないこと。  
3 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

## 条例第7条第2項の規定による技術的細目

### 第1 陸砂利の採取に関する事項

#### 1 定義

陸砂利とは、平地に賦存している砂利をいう。

#### 2 採取の期間

陸砂利の採取期間は、1年以内とする。

#### 3 採取量

採取量は、砂利採取場における砂利の賦存量、設備能力、自然条件、採取方法等を考慮した適正なもので、埋戻しが認可期間内に確実にできる範囲内とする。

#### 4 採取場の区域

- (1) 砂利採取場は、掘削区域のほかに、取付道路、保安距離、表土、原石及び埋戻し用土砂のたい積場並びに汚濁水処理施設の区域を含む区域とする。
- (2) 砂利採取場の区域には、隣接地との境界を標示するなど、当該区域が確認できる表示を行うものとする。

#### 5 災害防止の方法等

##### (1) 表土の除去等

表土の除去の方法は、次の各号に適合するものとする。

ア 表土を除去するに当たっては、隣接地が浸食されないよう(2)アの保安距離内の表土は除去しないこと。

イ 除去した表土をたい積するときは、降雨、崩壊などによりたい積表土が隣接地に流出するのを防止するため、必要に応じて、築堤、板囲い、土留め等を設置するなどの措置を講じること。

ウ 乾燥時においては、表土の飛散を防止するため、砂利採取場内に適宜散水等の措置を講じること。

##### (2) 掘削等

###### ア 保安距離

隣接地、公共物件（道路、河川区域、水路、橋梁、堤防、砂防設備、鉄道、鉄塔、電柱等をいう。）、家屋等（建造物及びそれに係る敷地を含む。）の隣接物件からは、掘削深、地質などに応じて、その崩壊を防止するため一定の距離（以下「保安距離」という。）を隔てた上で、次の基準により掘削を行うものとする。

(ア) 隣接地との間の保安距離は、2メートル以上とすること。

(イ) 公共物件、家屋等の特に災害防止の必要性が大きい隣接物件との保安距離は、5メートル以上とすること。

(ウ) 上記(イ)以外の隣接物件は、災害防止上支障のないものと認められる距離とすること。

###### イ 掘削深

掘削深は、原則として5メートル以内とする。

ただし、次の事項のすべてを満たしている場合は、掘削深は最大で15メートルまでとすることができるものとする。

(ア) 掘削技術、機械等の能力が十分であること。

(イ) ボーリング調査等で計画掘削深まで砂利層の賦存が確認されていること。

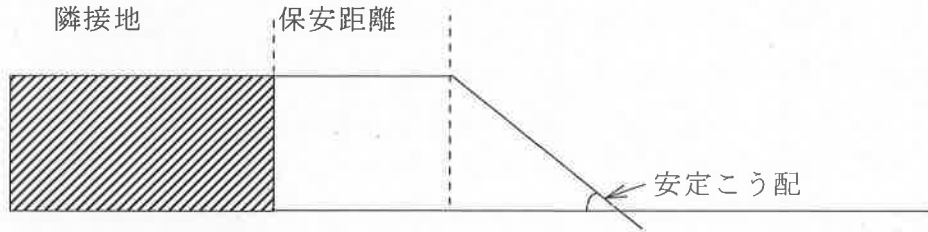
(ウ) のり面は、高さ5メートルごとに幅員1メートル以上のステップを設け、安定こう配を保つものであること。

###### ウ 掘削方法

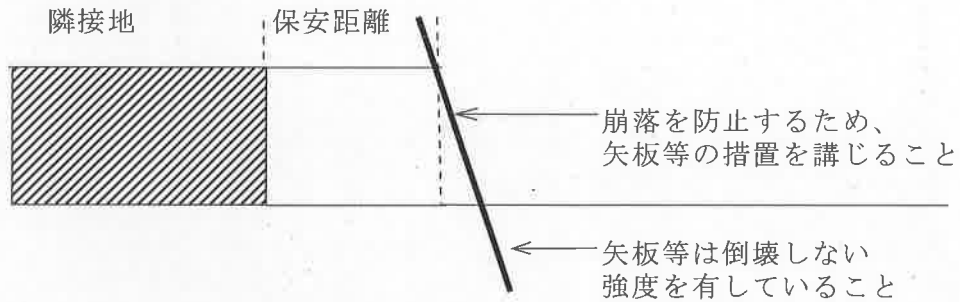
(ア) 掘削は、保安距離を取った上で別表で定める安定こう配で掘削するものとする。

ただし、掘削深が5m以下の場合で、矢板等により崩落防止措置が講じられる場合は、安定こう配より急な角度で掘削することができるものとする。

(保安距離を取った上で、安定こう配で掘削する)



(矢板等による崩落防止措置を講じ、安定こう配より急な角度で掘削する)



- (イ) 水中掘削を行う場合は、掘削機械の稼働による波浪の発生を可能な限り抑制するとともに、のり面の崩壊防止対策を講ずること。  
また、所定の掘削深に達した場合は、直ちに埋戻しを開始し、順次転圧を行うこと。

エ その他

掘削による災害の防止については、上記アからウの基準によるほか、次の各号の基準に適合するものとする。

- (ア) 掘削区域が広大である場合には、当該区域を区分するなど計画的に掘削すること。  
(イ) 掘削箇所には、丁張り等による掘削深及び掘削のこう配を確認できる標示を行うこと。(図1参照)  
(ウ) 砂利採取場の周囲には、囲い柵及び危険標示等を設置すること。  
(エ) 乾燥時においては、土砂などの飛散を防止するため、砂利採取場内に適宜散水等の措置を講じること。  
(オ) 公共物件等から十分に安全性を見込んだ保安距離を取っている場合であっても、災害の発生のおそれがある場合には、当該災害の発生を防止するための措置を講じること。

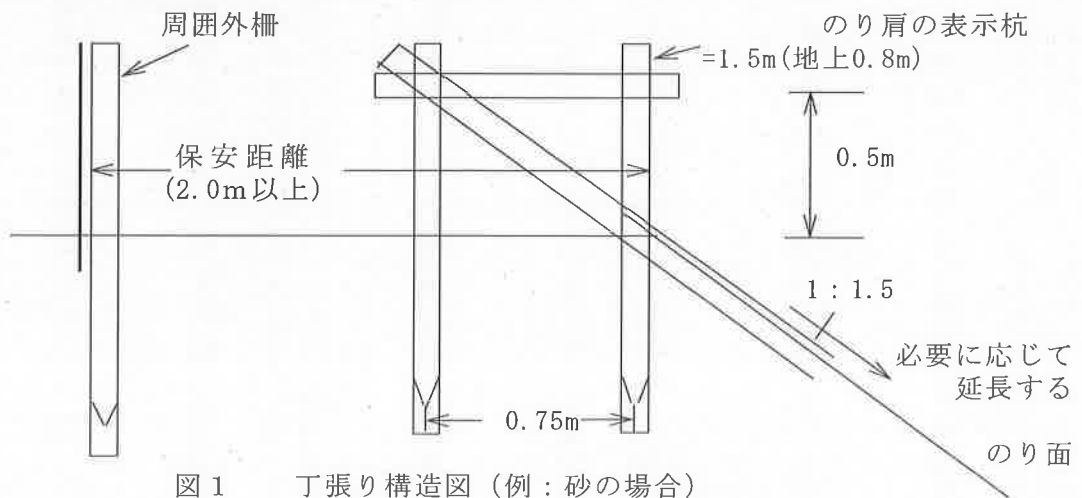


図1 丁張り構造図 (例：砂の場合)

(3) 砂利採取場内での運搬

砂利採取場が、道路又は他人の土地により分断されている場合、運搬時においては落石を防止するためベルトコンベアーの下を金網で覆う等の措置又は交通整理員を置き若しくは砂利運搬車の通行時間を制限する等の措置を講じること。

(4) 水洗、選別等

ア 水洗に必要な水の確保

(ア) 砂利を洗浄するため地下水を取水するときは、付近の井戸水、農業用水等に影響を与えないよう配慮すること。

(イ) 井戸水等の涵濁を防ぐため、洗浄水は原則として還流方式とすること。

イ 汚濁水の処理方法

洗浄汚濁水は、未処理のまま砂利採取場外へ排出しないよう措置すること。

(ア) 汚濁水処理装置の処理能力は、砂利の洗浄量に応じたものであること。

(イ) 沈殿池（貯水池等を含む）を設置する場合は、次の各号に適合すること。

a 沈殿池は、人家や公道から離れた安全な場所に設置すること。

b 沈殿池は、原則として、地中に掘り込んだものとする。

ただし、砂利採取場の状況により、掘り込み式の沈殿池の設置が困難である場合には、次の条件を満たす土えん提により囲われた沈殿池でも可とする。

① 地形、付近の状況等を勘案して安全な場所に設置すること。

② 水圧等に十分堪え得る強度を有していること。

c 洗浄汚濁水等を沈殿池に滞留させる場合の容量の最高限度は、当該沈殿池の容量の7割とすること。

d 沈殿池は、原則として二つ以上設けること。この場合、一つの沈殿池の滞留量が最高限度に達したときは、その沈殿池の使用を中止して他の沈殿池に移行することとし、最初の沈殿池は再使用できる状態に復元しておくこと。

e 沈殿池を一つしか設けない場合には、沈殿池が洗浄汚濁水等を滞留させ得る容量の最高限度に達したときは、洗浄作業を中止すること。

f 沈殿池には、適当に沈殿処理剤を投入し又は適当な日数の間滞留させた後に、(7)で定める水質基準の水を排出すること。

g 沈殿池の排出口の下端の高さは、排水のときに同時にヘドロを排出しない高さとし、排水口は、排水する場合以外は開門しないこと。

h 掘り込み式の沈殿池にあつては、沈殿池の周辺及びのり面が崩壊しないように措置されていること。

ウ ヘドロの処理

ヘドロの処理の方法は、次の各号に適合すること。

(ア) ヘドロは、洗浄場内の一定の場所に適当な期間たい積して水分を除去した後に処分すること。

ヘドロを処分する場合には、再度ヘドロ状態にならないように留意すること。

(イ) ヘドロのたい積場は、土盛りを施す等降雨時等に流出するのを防止するための措置を講じること。

(5) 砂利のたい積

砂利をたい積するときは、降雨、崩壊などにより砂利が隣接地に流出するのを防止するため、必要に応じて、築堤、板囲い、土留め等を設置するなどの措置を講じること。

(6) 水切り

砂利の運搬に当たっては、砂利運搬車から水がたれるのを防止するため、水切り場に適当な時間たい積する等の方法により水切りをした後、砂利採取場から砂利を搬出すること。

(7) 排出する水の水質基準

砂利採取場から水を排出する場合には、次の各号に適合すること。

(ア) 砂利採取場から排出される水の水質は、排水路、排出された水の利用状況（例えば、水道用、農業用に使用されている等）、砂利採取場の立地条件、自然条件及び技術的能力を総合的に勘案して、災害防止の観点から適切なものであること。

(イ) 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和47年北海道条例第27号）に定める基準を遵守するものであること。

(8) 埋戻し

埋戻しは、次の各号に適合するものとする。

ア 埋戻しは、公害及び災害の発生のおそれのない適切な土砂により行うこと。

イ 埋戻しは、地盤の沈下等を防止するため、充分転圧し、整地を行うこと。

ウ 沈殿池等の埋戻しについては、十分に水を排出後、ヘドロの状態、厚さ等を考慮して、適切な埋戻しを行い、十分に転圧し、整地を行うこと。

また、土えん堤方式の沈殿池等の跡については、適正に土えん堤を取り壊した後ヘドロを取り除き、危険のないよう整地すること。

## 第2 山砂利の採取に関する事項

### 1 定義

山砂利とは、山又は丘陵に賦存している砂利をいう。

なお、この細目における丘陵とは、掘削の起点地から水平距離100メートル以内における最高部と起点地との高低差が垂直で15メートル以上であるものをいう。

### 2 準用

山砂利の採取は、次に掲げるものによるほか、第1の陸砂利の採取に関する事項の規定を準用するものとする。

### 3 採取の期間

山砂利の採取期間は、1年以内とする。

ただし、次のいずれにも該当する場合で、計画の内容、事業者の過去の採取実績及び災害防止のための措置状況等を勘案して適正と認められるものは、認可の期間を3年以内とすることができるものとする。

(1) 掘り下げ掘削を伴わない採取計画であること。

(2) 同一の採取場で継続して採取する場合で、計画の内容及び災害防止のための措置が基準に適合しているものであること。

### 4 保安距離

山砂利を採取する場合は、砂利採取場の規模、山の形状、土質及び付近の状況等に応じて、十分に安全な保安距離を取るものとする。

### 5 掘削の方法

(1) 掘削に当たっては、掘削区域を明示すること。

(2) 掘削を終了した跡地は、原則として平坦になるよう掘削すること。

なお、跡地を平坦としない場合は、掘削した傾斜が安定こう配となるよう掘削することとし、陸砂利の採取に準じてステップを設けること。

(3) 掘削の過程においては、①比較的平坦な丘陵にあってはすき取り方法、②普通の山にあっては階段掘りを行う等により、原則として、安定こう配を保つように掘削すること。

(4) 掘削ののり面については、崩落や落石を生じないように順次整地を行うこと。

(5) 山又は丘陵の全体の傾斜の状況から、安定こう配より急になる方法で掘削を行う場合には、掘削の過程において矢板囲いを設置する等土砂崩れの防止措置を講じること。

(6) 降雨時において、流水及び土砂が隣接地に流出するのを防止するため、水路の設置、又は土盛等の適切な措置を講じること。

(7) 掘削底面高は、河川等の逆流や雨水等の滞留のおそれのない高さとする。

## 第3 河川砂利の採取に関する事項

### 1 定義

河川砂利とは、普通河川（河川法（昭和39年7月10日法律第167号）の適用外の区域で市町村長が管理する河川）の河川区域及び河川保全区域に賦存している砂利をいう。

## 2 準 用

河川砂利の採取については、砂利採取計画認可準則について（河川に係るもの）（昭和43年10月2日通産省化局第491号・建設省河政発第99号各通商産業局長・各地方建設局長・北海道開発局長・各都道府県知事あて通産省化学工業局長・建設省河川局長通達）のIV河川砂利の採取及びVI洗淨の取扱いを準用するものとする。

## 3 採取の期間

河川砂利の採取期間は、1年以内とする。

# 第4 海砂利の採取に関する事項

## 1 定 義

海砂利とは、海浜地及び海域に賦存している砂利をいう。

## 2 準 用

海砂利の採取については、砂利採取計画認可準則について（河川に係るもの）（昭和43年10月2日通産省化局第491号・建設省河政発第99号各通商産業局長・各地方建設局長・北海道開発局長・各都道府県知事あて通産省化学工業局長・建設省河川局長通達）のVI河川砂利の採取を準用するものとする。

## 3 採取の期間

海砂利の採取期間は、6か月以内とする。

# 第5 洗淨の取扱い

## 1 準 用

砂利の洗淨については、次に掲げるものによるほか、第1の陸砂利の採取に関する事項の規定を準用するものとする。

## 2 認可の期間

洗淨行為のみを行う場合の認可期間は、2年以内とする。

ただし、計画の内容、事業者の過去の洗淨実績及び災害防止のための措置状況等を勘案して適正と認められるものは、認可の期間を3年以内とすることができるものとする。

## 別表

## 掘削の安定こう配の標準

種類	垂直1 mに対する水平距離
砂	1.5 m
堅くしまった砂利	1.0 m
堅くしまっていない砂利	1.2 m
堅くしまった土	
高さ5 mまで	0.8 ~ 1.0 m
高さ5 m以上	1.0 ~ 1.5 m
堅くしまっていない土	
高さ5 mまで	1.0 ~ 1.5 m
高さ5 m以上	1.5 ~ 2.0 m



## 砂利採取計画の認可に関する条例・規則等の運用について

### 1 砂利採取計画の認可に関する条例

- (1) 条例第2条第1項の「災害の防止の見地から知事が協議を要しないと認める場合」とは、次の場合とする。
  - ア 砂利の洗浄のみに係る計画であって、既に認可を受けている洗浄計画の内容に変更がない場合
  - イ 継続して山砂利の採取を行う場合であって、長期計画が提出されており、当該計画に沿った採取が行われ、新たな災害防止措置の必要がないと認められる場合
- (2) 条例第2条第4項の「知事が災害の防止上必要と認めた周辺住民等」とは、条例第3条第1項第1号から第2号に定める人家の住民、公共施設等の管理者等、井戸の利用者をいう。
- (3) 条例第2条第4項の周知の方法は、住民等への個別又は集会による説明を実施することとし、周知する採取計画の概要は、知事との事前協議の内容に準じるものとする。
- (4) 条例第2条第6項の報告は、住民への周知・協議の日時、場所、対象者、周知方法、砂利採取に係る住民からの要望、意見を記載した事前協議結果報告書（P.62別記様式第15号）により行うものとする。
- (5) 条例第3条第1項については、次のとおりとする。
  - ア 第1号の「近隣」とは、採取場から周囲150メートル以内の範囲とする。
  - イ 第1号の「教育施設」、「社会福祉施設」、「医療施設」、「その他これに類するもの」とは、それぞれ次のとおりとする。
    - (ア) 「教育施設」とは、学校教育法第1条に規定する学校、同法第82条に規定する専修学校、同法第83条に規定する各種学校、同法第84条に規定する準専修学校、準各種学校などをいう。
    - (イ) 「社会福祉施設」とは、児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設、老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設、知的障害者福祉法第5条に規定する知的障害者援護施設、身体障害者福祉法第5条に規定する身体障害者更生援護施設、生活保護法第38条に規定する保護施設などをいう。
    - (ウ) 「医療施設」とは、医療法第1条の5に規定する病院、診療所、同法第1条の6に規定する介護老人保健施設、同法第2条に規定する助産所などをいう。
    - (エ) 「その他これに類するもの」とは、公民館、図書館、体育館などの施設をいう。
  - ウ 第2号の「近隣」とは、採取場から周囲300メートル以内の範囲とする。

ただし、洗浄に係る計画の場合は、「採取場」を「洗浄のための取水井戸」と読み替えることとする。
  - エ 第3号の「知事が災害の防止のための措置を講じる必要がある場合」とは、上記ア及びウに定める距離の範囲外で、条例第2条の事前協議の結果、災害防止措置が必要と認められる場合とする。

- (6) 条例第4条の「協定」には、次の事項を定めるものとする。
- ア 砂利採取に伴う騒音、振動、粉じん及び地下水への影響を防止するための具体的な対応策
  - イ 砂利採取に伴い災害が発生した場合の対応策
  - ウ 協定に違反した場合の措置
  - エ その他災害の防止上必要な事項
- (7) 条例第5条に規定する埋戻しについては、次のとおり行うものとする。  
掘削跡地の埋戻しについては、埋戻し計画に基づき、掘削を完了した区域ごとに、できる限り速やかに行うこと。
- (8) 条例第7条第3項の「法第19条の認可の基準の適用に関し必要と認める場合」とは、砂利採取に伴う災害の発生の有無について、専門的な立場からの検討が必要な場合をいう。
- (9) 条例第7条第3項の「砂利の採取に関し専門的知識を有する者の意見」とは、北海道骨材資源対策検討委員会の意見をいう。

## 2 砂利採取計画の認可に関する条例施行規則

- (1) 施行規則第3条第1項の災害防止措置については、施行規則に定めるもののほか、必要に応じて次に掲げる措置を講じることとする。
- ア 関係者以外の立入りを防止する措置  
有刺鉄線やネットによる囲い柵の設置、看板及び搬出入口のゲートの設置等
  - イ 砂利採取及び運搬に伴う粉じん、飛砂、騒音、振動の防止のための措置
    - (ア) 粉じん対策  
砂利の埋設及び鋼板の設置による運搬路の整備、採取場内及び運搬路の散水、ネット、トタン塀の設置、ダンプの走行速度の制限、表土及び砂利等のたい積方法（高さ、量等）の調整
    - (イ) 騒音対策  
砂利の埋設及び鋼板の設置による運搬路の整備、早朝・夜間等の作業停止、築堤及びトタン塀など防音施設の設置、消音機械設備の使用
    - (ウ) 振動対策  
砂利の埋設及び鋼板の設置による運搬路の整備、早朝・夜間等の作業停止、ダンプの走行速度の制限、重機・ダンプ等機械設備の小型化
- (2) 施行規則第3条第2項及び第3項に規定する地下水に関する災害防止措置を必要とする場合には、井戸の構造、地下水の利用状況等を示す書面を申請書に添付すること。
- a 位置図
  - b 井戸の口径、深度
  - c 地下水の使用量と用途
  - d 井戸の水質検査結果報告書（飲用水で、検査実績がある場合）

- (3) 施行規則第3条第2項第1号に規定する地下水位への影響を防止する措置については、次のとおり取り扱うものとする。
- ア 砂利採取の着手前に、飲用水に利用している井戸の水質検査を実施し、その結果を認可庁に報告すること
  - イ 近隣の井戸の水位・水質に異常が認められた場合には、直ちに認可庁に報告するとともに、その原因を調査すること
  - ウ 採取計画には、「地下水に異常が出た場合には採取を中止する」旨を明記すること。
- (4) 施行規則第6条第2項に規定する申請書の提出部数については、次のとおりとする。
- ア 副本の一部は、採取を予定している場所の所在地を管轄する市町村への通報用とし、総合振興局等に提出する正本と同一のものとする
  - イ 副本の一部は、関係方面公安委員会への通報用とし、採取計画のほか、次の書類を添付すること
    - ・位置図、見取図、砂利及び土砂の搬出・搬入経路図
  - ウ 河川及び道路等が隣接する場合（河川は概ね50m以内、道路は概ね5m以内）は、河川管理者及び道路管理者への協議のため、必要な部数の副本を追加して提出するものとし、採取計画のほか、次の書類を添付すること
    - ただし、河川管理者等から申請書の提出の必要がない旨の意見がある場合は、省略することができる。
    - ・位置図、見取図
    - ・横断面図、縦断面図、大横断面図

### 3 条例第7条第2項に基づく技術的細目

- (1) 技術的細目の第1の4の砂利採取場の掘削区域については、砂利採取場の周囲150メートルの範囲内に、人家、教育施設、養護施設、医療施設等がある場合の掘削面積は、2ヘクタール以内とすること。
- (2) 技術的細目の第1の5（2）イの掘削深が5メートルを超える採取計画を認可する場合には、必要に応じて次の書類を徴し、確認すること。
- ア 掘削重機のカタログ
  - イ ボーリング調査報告書又は砂利層を確認できる書類
  - ウ 作業工程表
- (3) 技術的細目の第1の5（2）エ（イ）の丁張りについては、のり面にステップを設ける場合は、ステップごとに設置すること。
- (4) 技術的細目の第1の5（2）エ（ウ）の囲い柵については、砂利採取場の区域全体に設置すること。
- なお、搬出・搬入路については、災害防止上支障がないと認められる場合は、除外することができるものとする。

- (5) 技術的細目第1の5(4)の水洗、選別等の方法については、次のとおりとする。
- ア 「ヘドロ」については、当該採取(洗浄)場における採取又は洗浄の過程で発生する汚泥をいうものとする。(以下同じ。)
  - イ 洗浄汚濁水を処理する方法については、ヘドロの処理及び危険防止の観点から、できるだけ汚濁水処理装置によるものとする。
  - ウ 沈降剤、凝集剤等の沈殿処理剤は、処理する汚濁水及び当該装置に合った薬剤を使用し、その投入量は必要な浄化水を得るに足る量であること。
- (6) 技術的細目の第1の5(8)の埋戻しについては、次のとおりとする。
- ア 埋戻しに使用する土砂とは、山土、火山灰のほか埋戻し材として適切なものであること。  
なお、別に基準が定められている場合は、関係部署と協議を行うこと。
  - イ 埋戻しに係る整地については、除去した表土及び埋戻し土砂のたい積場についても、たい積物を除去し、整地を行うこと。
- (7) 技術的細目の第2の3の山砂利に係る採取期間については、次のとおりとする。
- ア 次に掲げる場合の採取期間は、1年以内とする。
    - (ア) 新規の採取計画
    - (イ) 掘り下げを伴う採取で、採取跡地の埋戻しを要するもの
  - イ 採取期間を3年以内とすることができる場合とは、次の条件を満たすものであること。
    - (ア) ボーリング調査の結果などから、砂利の賦存が確認されており、長期間の採取が見込めるもの。
    - (イ) 認可期間満了前に行う採取場の立入検査の結果、適正と認められるもの。
- (8) 山砂利の採取跡地は、のり面の保護、汚濁水の流出防止等災害防止の観点から植生に努めること。
- (9) 技術的細目の第5の2の洗浄に係る認可期間については、次のとおりとする。
- ア 次に掲げる場合の採取(洗浄)期間は、2年以内とする。
    - (ア) 新設された洗浄プラントによる洗浄計画
    - (イ) 既存のプラントであって、申請者が変わる場合
  - イ 認可期間満了前に行う採取場の立入検査の結果、適正と認められる場合は、採取期間を3年以内とすることができる。

# 条例施行規則第5条の埋戻しの保証措置に関する取扱要領

## 第1 趣 旨

この要領は、砂利採取に伴う埋戻しの履行を確保するため、北海道砂利採取の認可に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第5条第1項及び第2項に規定する埋戻しの保証措置の取扱いについて、必要な事項を定める。

## 第2 保証措置

### 1 北海道砂利工業組合による保証

- (1) 規則第5条第2項第1号による北海道砂利工業組合の保証書とは、北海道砂利工業組合理事長名の保証書とする。
- (2) 保証措置に係る手続きは、別紙「埋戻しの保証措置に係る手続きフロー図」の「1 北海道砂利工業組合による保証」によること。

### 2 金融機関による保証

- (1) 規則第5条第1項第2号に規定する「金融機関」とは、銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合などをいう。
- (2) 保証措置に係る手続きは、別紙「埋戻しの保証措置に係る手続きフロー図」の「2 金融機関による保証」によること。
- (3) 規則第5条第1項第2号に規定する「土地の所有者が申請者と同一の場合」とは、土地の所有者が次の要件に該当する場合とする。  
また、この要領における「申請者等」とは、次の要件に該当する者とする。  
ア 申請者（法人の場合は代表者及び役員を含む）又はその家族（配偶者及び1親等までの親族）  
イ 申請者（法人の場合は代表者及び役員を含む）又はその家族（配偶者及び1親等までの親族）が代表者又は役員となっている法人  
ウ 申請者（法人の場合は代表者及び役員を含む）が資本金の50%以上を出資している法人  
エ 申請者が法人の場合は、当該法人に係る資本金の50%以上を出資している者（法人の場合は代表者及び役員を含む）
- (4) 規則第5条第1項第2号に規定する「土地の所有者が申請者と同一の場合に、申請者の代わりに埋戻しを行う者」は、次の要件を満たす砂利採取業者又は建設業法第3条の許可を受けている土木工事業者とする。  
ア 申請者（法人の場合は代表者及び役員を含む）又はその家族（配偶者及び1親等までの親族）でないこと  
イ 申請者（法人の場合は代表者及び役員を含む）又はその家族（配偶者及び1親等までの親族）が代表者又は役員となっている法人でないこと  
ウ 申請者（法人の場合は代表者及び役員を含む）が資本金の50%以上を出資している法人でないこと

- エ 申請者が法人の場合は、当該法人に係る資本金の50%以上を出資している者（法人の場合は代表者及び役員を含む）でないこと
- オ 過去に砂利採取を行っている場合又は埋戻しの連帯保証人になっている場合には、確実に埋戻しを履行しており、直近の2年以内において砂利採取法違反により措置命令を受けていない者
- カ 法人の場合には、役員の中に、過去に埋戻しを履行していない企業の代表者又は役員が入っていないこと

(5) 保証の額

ア 埋戻しに係る経費として金融機関が保証する額（以下「保証額」という。）は、砂利採取（洗浄を含む。）に伴う掘削跡地並びに沈殿池及び貯水池等について、埋戻しを完全に履行するための額とする。

イ アの保証額は、規則第5条第2項第2号に規定する「申請者と土地の所有者との間で締結した埋戻し契約書」に定める埋戻しに係る経費と同額であり、総合振興局等における審査において適正と認められる額とする。

ウ 申請者は、規則第5条第2項第2号に規定する添付書類として、保証額に関する「埋戻しに係る経費を積算した工事設計（見積）書」を提出すること。

(ア) 経費の積算方法

{(土砂代+土砂積込費+土砂運搬費) × 搬入土砂量}  
+ {整地費 × 埋戻しに必要な土砂量 (表土量+搬入土砂量)} + 管理費 + 消費税

(イ) 埋戻しに必要な土砂量

埋戻しに必要な土砂量は、施行規則第4条第1号に規定する「埋戻し土量計算書」により、表土及び搬入土砂ごとに算出したものであること。

(ウ) 搬入土砂

a 搬入土砂量

搬入土砂量は、転圧などによる体積量の変化を考慮し、次のとおり算出すること。

(a) 採取前（圧縮状態）の土砂で土量計算する場合は、必要土砂量の1.1倍

(b) ほぐれた状態（地山から掘削する以外）で土量計算する場合は、必要土砂量の1.5倍

b 土砂代

土砂代は、別紙「金融機関の保証の額に係る単価」で定める額に搬入土砂量を乗じて算出すること。

(エ) 搬入土砂の積込費

搬入土砂の積込に係る経費は、別紙「金融機関の保証の額に係る単価」で定める額に搬入土砂量を乗じて算出すること。

(オ) 搬入土砂の運搬

a 搬入土砂の運搬距離

搬入土砂の運搬距離は、申請者等が所有する土取場以外であり、かつ、申請者等以外の者が土砂採取に係る許可等を受けている当該申請採取地から最も近い土取場との距離により算出すること。

b 搬入土砂の運搬費

搬入土砂の運搬費は、運搬車両の積載能力を10t/台として別紙「金融機関の保証の額に係る単価」で定める額に搬入土砂量を乗じて算出すること。

なお、搬入土砂の運搬費に土砂運搬路の条件は加味しないものとする。

(カ) 整地費（盛土敷き均し費）

a 整地費に係る土砂量

整地費に係る土砂量は、表土量と搬入土砂量の合計とする。

b 整地費

整地費は、別紙「金融機関の保証の額に係る単価」で定める額に整地費に係る土砂量を乗じて算出すること。

(キ) 管理費

管理費は、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費とし、直接工事費（上記ウの(ウ)から(カ)の経費の合計）に6.7%を乗じて算出すること。

(ク) 消費税

消費税は、直接工事費及び管理費の合計に所定の消費税率を乗じて算出すること。

エ 各支庁は、審査の結果、保証額が埋戻しに係る経費として十分でないと認められる場合にあっては、申請者に対し適正な保証措置を講じるよう指導する。

オ 「金融機関の保証の額に係る単価」で定める額について、毎年度改定を行い当該年度の10月1日から適用する。

3 規則第5条第1項第3号で規定する「前2号に類する保証措置で知事が適正と認める保証措置」

(1) 規則第5条第1項第2号に類する保証措置で知事が適正と認める保証措置として、保険業務を行う者（以下「保険会社」という。）による保証保険を認めるものとし、上記2により取り扱うこととする。

(2) 規則第5条第1項第1号又は第2号に類する保証措置（保険会社による保証保険を除く。）は、申請に係る採取計画の埋戻しが確実に履行されることについて、知事が適正と認めるものであること。

(3) 資源エネルギー課との協議

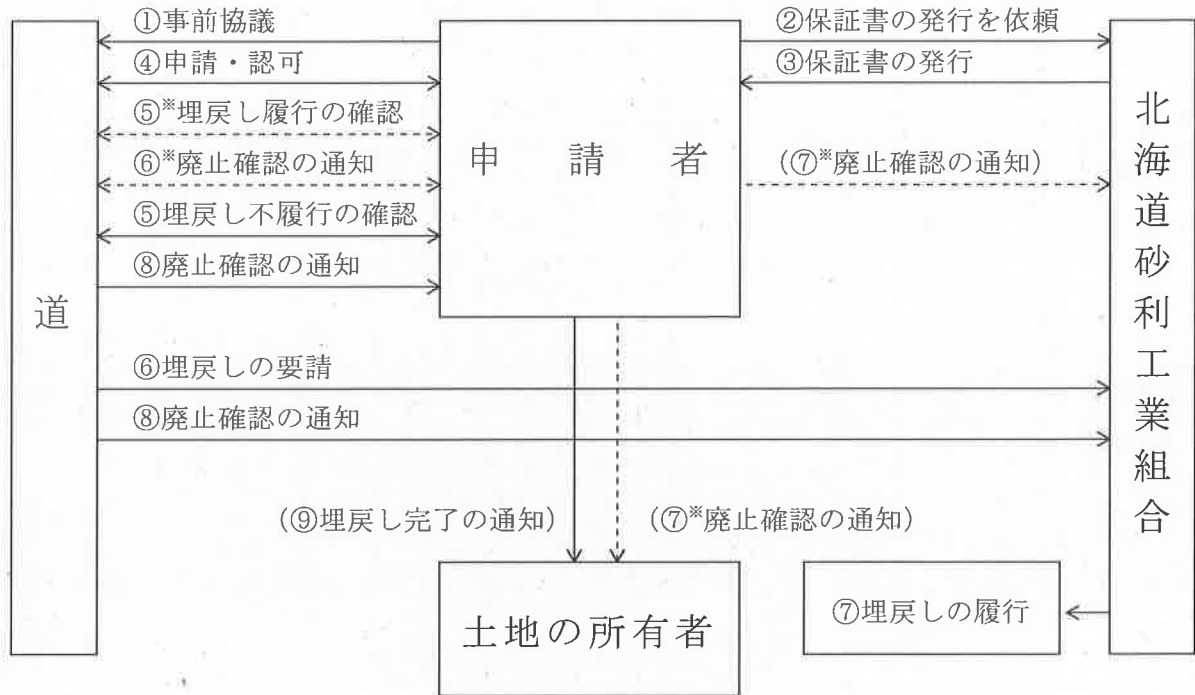
ア 各総合振興局等は、規則第5条第1項第3号に規定する知事が適正と認める保証措置（保険会社による保証保険を除く。）を適用する場合は、保証措置の内容が確認できる書類を添付の上、資源エネルギー課と協議を行うこと。

イ 資源エネルギー課は、総合振興局等から上記の協議があった場合には、速やかに関係書類を審査するほか、必要に応じて条例第7条第3項に規定する砂利の採取に関し専門的知識を有する者の意見を聴取するなどし、その適否について総合振興局等に対し回答する。

(4) 資源エネルギー課との協議の結果、保証措置として適正と認められたものについては、上記1及び2により取り扱うこと。

## 採取跡地の埋戻しに係る保証の手続フロー図

### 1 北海道砂利工業組合による保証



- ① 申請者は、採取計画の概要について道と事前に協議を行い、道は、特に問題のない場合は申請者にその旨通知する。
- ② 申請者は、北海道砂利工業組合に対し保証書の発行を依頼する。
- ③ 北海道砂利工業組合は、申請者に対し保証書を発行する。
- ④ 申請者は、砂利採取計画認可申請書に保証書を添付のうえ、申請し、認可を受ける。

#### 【計画どおり埋戻しが完了した場合】

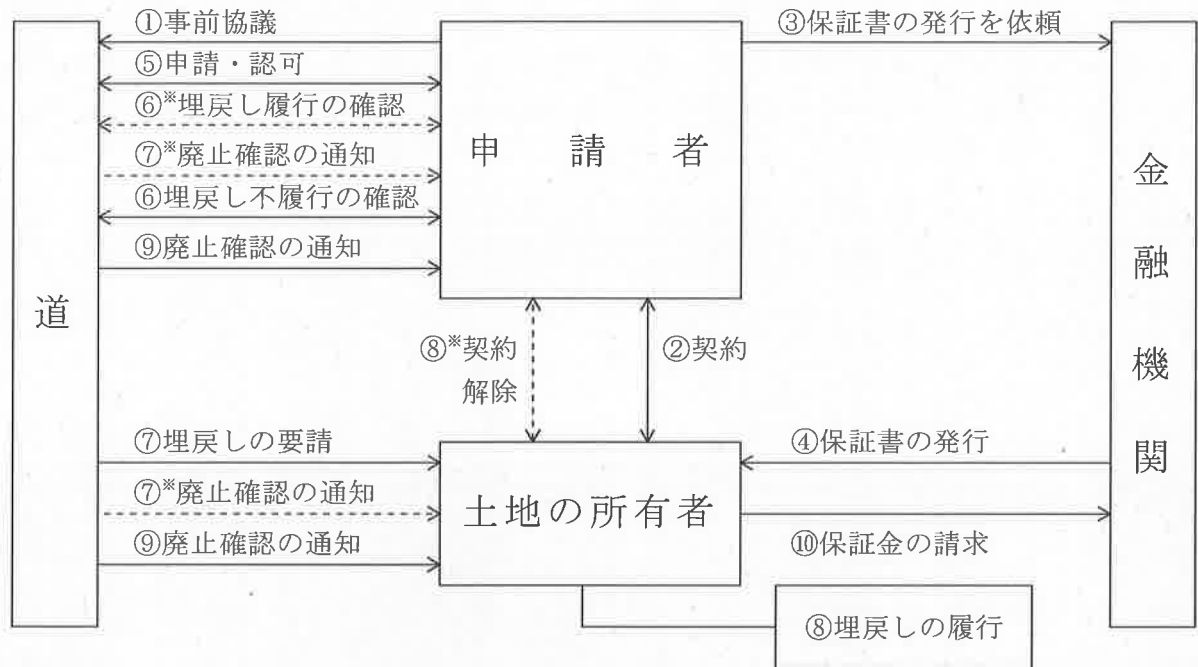
- ⑤\*申請者は、事業途中に「埋戻し進ちょく状況報告書」を、事業が完了した場合には「廃止届」を道に提出する。  
(履行の確認)
- ⑥\*道は、埋戻しの履行状況を確認したときは、申請者及び採取場の所在する市町村長に対し、その旨を通知する。
- ⑦\*申請者は、道から廃止確認の通知を受けたときは、土地の所有者及び北海道砂利工業組合に対し、当該通知文の写しを添付の上、その旨を通知する。

#### 【埋戻しが不履行となった場合】

- ⑤道は、申請者が砂利採取に伴う埋戻しを履行していないことを確認する。  
(申請者に対する確認)
- ⑥道は、北海道砂利工業組合に対し、埋戻しの履行の要請を行う。
- ⑦北海道砂利工業組合は、速やかに埋戻しを行う。
- ⑧道は、埋戻しの履行状況を確認したときは、申請者及び採取場の所在する市町村長並びに北海道砂利工業組合に対し、その旨を通知する。
- ⑨申請者は、土地の所有者に対し埋戻しが完了した旨を通知する。



## 2 金融機関による保証



- ① 申請者は、採取計画の概要について道と事前に協議を行い、道は、特に問題のない場合は申請者にその旨通知する。
- ② 申請者は、土地の所有者との間で埋戻しに関する契約を締結する。
- ③ 申請者は、金融機関との間で埋戻しに係る保証について契約を締結し、金融機関に対し保証書の発行を依頼する。
- ④ 金融機関は、③の契約に基づき、土地の所有者に対し保証書を発行する。
- ⑤ 申請者は、砂利採取計画認可申請書に次の書類を添付の上、申請し、認可を受ける。
  - ・砂利採取に係る埋戻しに関する契約書の写し
  - ・金融機関の保証書の写し
  - ・土地所有者等が申請者に代わって埋戻しを履行する旨の知事に対する誓約書

### 【計画どおり埋戻しが完了した場合】

- ⑥\* 申請者は、事業途中に「埋戻し進ちょく状況報告書」を、事業が完了した場合には「廃止届」を道に提出する。  
(履行の確認)
- ⑦\* 道は、埋戻しの履行状況を確認したときは、申請者及び採取場の所在する市町村長並びに土地の所有者に対し、その旨を通知する。
- ⑧\* 申請者及び土地の所有者は、道から廃止確認の通知を受けたときは、契約の解除を行う。

### 【埋戻しが不履行となった場合】

- ⑥ 道は、申請者が砂利採取に伴う埋戻しを履行していないことを確認する。  
(申請者に対する確認)
- ⑦ 道は、土地の所有者に対し、埋戻しの履行の要請を行う。
- ⑧ 土地の所有者は、速やかに埋戻しを行う。
- ⑨ 道は、埋戻しの履行状況を確認したときは、申請者及び採取場の所在する市町村長並びに土地の所有者に対し、その旨を通知する。
- ⑩ 土地の所有者は、埋戻しの履行に係る経費として保証金を金融機関に請求する。

(別紙)

## 金融機関の保証の額に係る単価

### 1. 土砂代

下記のとおり総合振興局等の管内ごとに1<sup>3</sup>m当たりの単価を設定する。

総合振興局 等名	単 価	総合振興局 等名	単 価	総合振興局 等名	単 価
石 狩	400円/m <sup>3</sup>	上 川	333円/m <sup>3</sup>	日 高	333円/m <sup>3</sup>
渡 島	400円/m <sup>3</sup>	留 萌	333円/m <sup>3</sup>	十 勝	253円/m <sup>3</sup>
檜 山	387円/m <sup>3</sup>	宗 谷	220円/m <sup>3</sup>	釧 路	320円/m <sup>3</sup>
後 志	200円/m <sup>3</sup>	オホーツク	280円/m <sup>3</sup>	根 室	320円/m <sup>3</sup>
空 知	360円/m <sup>3</sup>	胆 振	333円/m <sup>3</sup>		

### 2. 土砂積込費

1<sup>3</sup>m当たり87円とする。

### 3. 土砂運搬費

下表のとおり距離別に1<sup>3</sup>m当たりの単価を設定する。

距 離	単 価	距 離	単 価	距 離	単 価
0.3km以内	102円/m <sup>3</sup>	3.0km以内	226円/m <sup>3</sup>	10.0km以内	533円/m <sup>3</sup>
0.5km以内	123円/m <sup>3</sup>	3.5km以内	247円/m <sup>3</sup>	12.5km以内	615円/m <sup>3</sup>
1.0km以内	144円/m <sup>3</sup>	4.5km以内	287円/m <sup>3</sup>	16.5km以内	739円/m <sup>3</sup>
1.5km以内	163円/m <sup>3</sup>	6.0km以内	349円/m <sup>3</sup>	23.5km以内	923円/m <sup>3</sup>
2.0km以内	184円/m <sup>3</sup>	7.0km以内	410円/m <sup>3</sup>	51.5km以内	1,251円/m <sup>3</sup>
2.5km以内	205円/m <sup>3</sup>	8.5km以内	471円/m <sup>3</sup>	60.0km以内	1,867円/m <sup>3</sup>

### 4. 整地費

1<sup>3</sup>m当たり61円とする。

### 5. 管理費

直接工事費（上記1～4の合計）に6.7%を乗じた額とする。

### 6. 適用期日

上記の単価については、平成21年10月1日から適用する。

## 条例施行規則第5条の埋戻しの保証措置に関する 取扱要領の運用について

### 1 金融機関による保証の額について

条例施行規則第5条の埋戻しの保証措置に関する取扱要領（以下「要領」という。）で規定する埋戻しに係る経費として金融機関が保証する額（以下「保証額」という。）に関する事項について、次のとおり取扱うことができるものとする。

なお、この運用における「申請者等」、「土地の所有者が申請者と同一の場合」及び「保険会社」とは、要領に規定する者をいう。

#### (1) 土砂の単価

土砂（搬入土砂（埋戻し土砂））の単価について、土取場（申請者等が所有する土取場以外であり、かつ、申請者等以外の者が土砂採取に係る許可等を受けているもの）において土砂採取を行っている複数の事業者による販売単価表又は見積書で実勢価格が客観的なものとして確認できる場合は、当該事業者の実勢価格を用いることができるものとする。

なお、当該土砂採取業者における見積書は土地所有者あてのものであること。

また、農地における砂利採取の場合で農地用の黒土等を搬入する場合の単価は、各総合振興局等産業振興部農村振興課で定める農業改良工事に伴う農業用客土の契約単価を参考とすること。

#### (2) 保証額の減額に関する措置

次のとおり申請者又は土地所有者が搬入土砂（埋戻し土砂）を確保している場合は、その確保量に応じた土砂代等を保証額から減額することができるものとする。

ア 申請者が、搬入土砂（埋戻し土砂）を国、道、市町村及び財団法人北海道住宅供給公社（以下「公共団体等」という。）が行う工事に伴い発生する工事残土により確保している場合

(ア) 公共団体等が行う工事に伴い発生する工事残土について、当該公共団体等と申請者との間で、砂利採取跡地に係る埋戻し土砂として当該残土を受け入れる旨の契約が締結されており、かつ、当該工事の変更があった場合においても、搬入土砂（埋戻し土砂）が確実に確保されるものと認められること。

(イ) 申請者から、上記内容が確認できる次の書面が提出されていること。

- a 申請者と土地所有者との間で締結した埋戻し契約書の写し（埋戻しに際し、公共団体等が行う工事に伴い発生する工事残土を利用することが明記されていること。）
- b 申請者と公共団体等との間で締結した工事残土の搬入に係る契約書の写し
- c 申請者が工事残土の受入れができなくなった場合には、上記 a 及び b の契約に基づく申請者の権利及び義務を土地所有者が承継する旨の書面の写し（上記 a 及び b の契約に当該事項が明記されている場合は不要）
- d 公共団体等は、当該工事の変更があった場合においても工事残土の搬入に係る土砂の確保について契約を遵守する旨の書面の写し（上記 b の契約に当該事項が明記されている場合は不要）

イ 土地所有者が、搬入土砂（埋戻し土砂）を土取場又は土取場以外の場所に砂利採取計画認可申請書の提出時まで確保している場合（土地の所有者が申請者と同一の場合を除く。）

(ア) 土地所有者が自ら確保した搬入土砂（埋戻し土砂）が明らかに土地所有者の所有物となっていると認められること。

(イ) 土地所有者が搬入土砂（埋戻し土砂）を土取場において確保している場合は、当該土取場が申請者等が所有する土取場以外であり、かつ、申請者等以外の者が土砂採取に係る許可等を受けていること。

(ウ) 申請者から、上記内容が確認できる次の書面が提出されていること。

a 土取場において確保している場合

(a) 申請者と土地所有者との間で締結した埋戻し契約書の写し（埋戻しに際し、土地所有者において確保している土砂を利用することが明記されていること。）

(b) 土地所有者と土砂採取業者との間で締結した搬入土砂（埋戻し土砂）に係る譲渡契約書の写し又は既に当該土砂が譲渡されていることを証する書面の写し

(c) 当該土取場の土砂を採取する許可等を受けていることを証する書面の写し

(d) 当該土取場の位置図及び当該土砂に係る土量計算書、平面図、断面図

b 土取場以外の場所に確保している場合

(a) 申請者と土地所有者との間で締結した埋戻し契約書の写し（埋戻しに際し、土地所有者において確保している土砂を利用することが明記されていること。）

(b) 当該確保場所及び搬入土砂（埋戻し土砂）について、土地所有者が権原を有することを証する書面の写し

(c) 当該確保場所の位置図及び当該土砂に係る土量計算書、平面図、断面図

### (3) 土砂の運搬距離

ア 上記（1）により、土砂（搬入土砂（埋戻し土砂））の単価について土砂採取を行っている複数の事業者による販売単価表又は見積書による実勢価格を用いる場合の運搬距離は、当該事業者の土取場から砂利採取場までの距離とする。

イ 上記（2）アにより、申請者が搬入土砂（埋戻し土砂）を公共団体等が行う工事に伴い発生する工事残土により確保している場合の運搬距離は、当該確保場所から砂利採取場までの距離とする。

ウ 上記（2）イにより、土地所有者が搬入土砂（埋戻し土砂）を土取場又は土取場以外の場所に確保している場合の運搬距離は、当該確保場所から砂利採取場までの距離とする。

## 2 保険会社の保証保険について

(1) 要領3(1)の保険会社の保証保険を適用する場合は、金融機関による保証措置に準じた取扱いとする。

(2) 「金融機関の保証書」に準じるものは、申請に係る採取計画の埋戻しが確実に履行されることを基本とした、次の内容が確認できる「保険会社の保険証券及び約款（特約条項を含む。）」とする。

ア 土地所有者が被保険者又は債権者、申請者が保険契約者又は債務者及び保証人が契約保険会社である。

イ 保証の内容は、保険会社が申請者の債務不履行により生じた損害（土地所有者が行った埋戻しに係る費用）について、土地所有者に保証（限度額までの保険金（保証金）支払い）を行うものである。

なお、債務不履行とは、申請者が「砂利採取法第16条の認可を受けて行う砂利採取計画（法第20条に基づく計画の変更又は届出があった場合は変更後の計画）」（以下「砂利採取計画」という。）に基づき、採取期間内に砂利採取場の埋戻しを完了することができない場合又は申請者の倒産その他の事由により、申請者が砂利採取計画に基づき、採取期間内に砂利採取場の埋戻しを完了することができないと認められる場合である。

ウ 保証（保険金（保証金））の限度額は、申請者と土地所有者との間で締結した埋戻し契約書の埋戻し必要経費と同額である。

エ 保証期間又は保険会社の保険責任の始期及び終期は、始期が砂利採取計画の採取期間の起算となる日以前であり、終期が砂利採取計画の砂利採取の廃止を総合振興局等が確認した日以後である。

オ 保険金（保証金）の請求期限は、砂利採取計画の採取期間満了日の翌日から起算して30日以上である。

(3) 申請者と土地所有者との間で締結した埋戻し契約書の記載事項

ア 砂利採取場の所在地、面積、採取期間、埋戻し必要経費。

イ 申請者は、砂利採取計画に基づき砂利採取跡地の埋戻しを行う。

ウ 申請者が砂利採取計画に基づく埋戻しを履行できない場合は、土地所有者が申請者に代わって砂利採取跡地の埋戻しを行う。

エ 申請者は、土地所有者が埋戻しを行う場合の費用について、保険会社からあらかじめ保証保険の承諾を得る。

オ 土地所有者は、総合振興局等から砂利採取跡地について埋戻しの要請があった場合、速やかに埋戻しを行うとともに、保証保険契約に基づき埋戻し費用の請求を行う。